

公益財団法人 高輝度光科学研究センター

定 款

平成30年6月20日

公益財団法人 高輝度光科学研究センター
定 款

〔平成24年4月1日〕

改正 平成30年6月20日

目 次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条、第4条）
- 第3章 財産及び会計（第5条—第10条）
- 第4章 評議員及び評議員会（第11条—第19条）
- 第5章 役員（第20条—第28条）
- 第6章 理事会（第29条—第33条）
- 第7章 最高顧問等（第34条—第35条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第36条—第39条）
- 第9章 補則（第40条—第42条）
- 附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益財団法人高輝度光科学研究センター（英語名 Japan Synchrotron Radiation Research Institute, 略称「JASRI」）と称する。

（事 務 所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県佐用郡佐用町に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議を得て、必要な場所に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我が国内外に広く開かれた研究機関として、高輝度放射光をはじめとする量子ビームの技術及びその利用に係る科学技術（以下「量子ビーム科学」という。）に関する研究開発を行うとともに、大型放射光施設「SPring-8」などの先端の研究施設等（以下「先端研究施設等」という。）を管理運営し、その利用を促進すること等により、当該分野に関する科学技術の発展と産業の振興を図り、もって人類の持続的発展及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 量子ビーム科学に関する研究開発及び調査研究
 - (2) 先端研究施設等の管理運営及び我が国内外の研究者等への供用
 - (3) 先端研究施設等の利用に関する技術支援
 - (4) 先端研究施設等に関連した分析及び解析
 - (5) 量子ビーム科学に関する人材の養成訓練
 - (6) 量子ビーム科学に関する研究開発等に関する交流
 - (7) 量子ビーム科学に関する情報の収集、整理及び提供
 - (8) 量子ビーム科学に関する知識の普及啓発
 - (9) 先端研究施設等に関連する施設設備の管理及び支援
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業については主たる事務所の所在する兵庫県内の他、日本全国および日本国外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産とする。

2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

(1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 設立日以降に基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で、基本財産に繰り入れられることを承認された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない

ない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第11条 この法人に10人以上15人以内の評議員を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(評議員の選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会長は評議員会において選定及び解職する。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会により別に定める。

（評議員会の構成及び権能）

第15条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集等)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。ただし、評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、評議員の中から互選により選定する。

(評議員会の決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更

- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 前項3号の定款の変更のうち、評議員の選任及び解任の方法に関する変更については、決議に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の決議をもって行わなければならない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の運営及び議事録)

第19条 評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める。

- 2 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とする。
- 3 前項の理事長以外の理事のうち5人以内を一般社団・財団法人法に関する法律上の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事の中から理事会において選定する。
- 3 理事会は、その議決によって、第2項で選定された業務執行理事の中から1人を専務理事、4人以内を常務理事に選定することができる。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事（専務理事及び常務理事を含む）は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 前項の理事長および業務を分担執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(取引制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任免除又は限定)

第28条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限

度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、業務執行理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、その理事会に出席した理事長及び監事が、記名押印する。

第7章 最高顧問等

(最高顧問及び顧問)

第34条 この法人に、4人以内の最高顧問及び5人以内の顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会の選任により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事会の諮問に応え、意見を述べる。
- 4 最高顧問は、この法人の運営に関して特に重要な事項に対して理事会の諮問に応え、意見を述べる。
- 5 最高顧問及び顧問の任期については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期理事会の終結の時までとする。
- 6 最高顧問及び顧問の報酬については、無報酬とし、職務を行なうために要する費用を支弁することができる。

(参 与)

第35条 この法人に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、この法人の目的及び事業の振興に賛同する有識者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の業務に関して、理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 参与の任期については、2年とし、交代または増員により選任された参与の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 参与の報酬については、無報酬とし、職務を行なうために要する費用を支弁することができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補 則

(委員会)

第40条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。

- 3 その他委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(実施細則)

第42条 この定款の施行に関して必要な事項は、この定款に定めるものの他、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は白川哲久、業務執行理事は熊谷教孝、藤田浩、野田健治、山川晃とする。また、業務執行理事の内、熊谷教孝を専務理事、藤田浩、野田健治、山川晃を常務理事とする。

附 則

この定款の変更は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。